

令和5年第1回（定例会）

日向東臼杵広域連合議会会議録

令和5年2月13日

日向東臼杵広域連合議会

令和5年

第1回日向東白杵広域連合議会
(定例会) 会議録

日向東臼杵広域連合告示第1号

令和5年第1回日向東臼杵広域連合議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和5年1月25日

日向東臼杵広域連合長 十 屋 幸 平

記

- | | | |
|-------|--------------|----------|
| 1 期 日 | 令和5年2月13日（月） | 午後3時開会 |
| 2 場 所 | 日向市本町10番5号 | 日向市議会議事堂 |

目 次

目 次

○会期及び議事日程	1 1
○付議事件名並びに審議結果	1 2
○2月13日	
議事日程第1号	1 5
開 会	1 7
仮議席の指定	1 7
会議録署名議員の指名	1 7
日程第1 会期の決定	1 7
日程第2 議席の指定	1 8
日程第3 常任委員会委員の選任	1 9
日程第4 議会運営委員会委員の選任	1 9
日程第5 広域連合長提出議案第1号～第7号審議	1 9
上程	1 9
提案理由説明（広域連合長）	1 9
補足説明（広域連合事務局長）	2 0
質疑	2 2
委員会付託（省略）	2 2
討論	2 2
採決	2 2
日程第6 委員会提出議案第1号～第2号審議	2 3
上程	2 3
提案理由説明（議会運営委員長）	2 3
質疑	2 5
委員会付託（省略）	2 5
討論	2 5
採決	2 5
閉 会	2 5

会 期 及 び 議 事 日 程
付 議 事 件 名 並 び に 審 議 結 果

○会期及び議事日程

1、会 期 2月13日（1日間）

2、議事日程

月 日	曜	種 別	内 容
2月13日	月	本 会 議	仮議席の指定 会議録署名議員の指名
			1、会期の決定 2、議席の指定 3、常任委員会委員の選任 4、議会運営委員会委員の選任 5、広域連合長提出議案第1号～第7号審議 （上程、提案理由説明、質疑、討論、採決） 6、委員会提出議案第1号～第2号審議 （上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○付議事件名並びに審議結果

〔広域連合長提出議案〕

番号	件名	審議結果
1	日向東臼杵広域連合情報公開条例の一部を改正する条例	原案可決
2	日向東臼杵広域連合個人情報保護法施行条例	原案可決
3	日向東臼杵広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例	原案可決
4	日向東臼杵広域連合個人情報保護審議会条例	原案可決
5	日向東臼杵広域連合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
6	令和4年度日向東臼杵広域連合補正予算（第1号）	原案可決
7	令和5年度日向東臼杵広域連合予算	原案可決

〔委員会提出議案〕

番号	件名	審議結果
1	日向東臼杵広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決
2	日向東臼杵広域連合議会の個人情報の保護に関する条例	原案可決

2 月 1 3 日

議 事 日 程 第 1 号

令和 5 年 2 月 1 3 日 午後 3 時開会

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 議席の指定
日程第 3 常任委員会委員の選任
日程第 4 議会運営委員会委員の選任
日程第 5 広域連合長提出議案第 1 号～第 7 号審議
（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）
日程第 6 委員会提出議案第 1 号～第 2 号審議
（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○

○本日の会議に付した事件

- 1、仮議席の指定
- 2、会議録署名議員の指名
- 3、会期の決定
- 4、議席の指定
- 5、常任委員会委員の選任
- 6、議会運営委員会委員の選任
- 7、広域連合長提出議案第 1 号～第 7 号
- 8、委員会提出議案第 1 号～第 2 号

○

出席議員（15名）

1 番	黒 木 高 広	2 番	黒 木 金 喜
3 番	小 林 隆 洋	4 番	海 野 誓 生
5 番	柏 田 公 和	6 番	友 石 司
7 番	日 高 和 広	8 番	畝 原 幸 裕
1 0 番	中 嶋 奈良雄	1 1 番	中 田 政 雄

12番 山本多喜弥
14番 椎葉芳一
17番 請関義人

13番 岡村正司
16番 水永正継

欠席議員(2名)

9番 山本文男

15番 岩佐祐一

説明のための当局出席者

広域連合長	十屋幸平	副広域連合長	山室浩二
美郷町副町長	藤本茂 (田中秀俊副広域連合長代理)	副広域連合長	西川健
副広域連合長	黒木保隆	副	長 黒木秀樹
代表監査委員	成合学	会計管理者	佐々木加代子
広域連合事務局長	吉田健二	日向市長 総合政策部長	田中藤男
日向市財政課長	長山尚広 (日高章司日向市総務部長代理)	日向市長 市民環境部長	児玉貴
日向市都市政策課長	土谷和利 (古谷政幸日向市建設部長代理)	門川町長 環境水道課長	甲斐正修
美郷町民生課長	田村靖	諸塚村長 住民福祉課長	甲斐一喜
椎葉村 税務住民課長	黒木治実		

議会事務局出席者

局長 柏田武浩 書記 駒田康弘

○議長(黒木高広) 議員各位におきましては御苦労さまでございます。

開会の前に報告します。

本日の会議に、9番山本文男議員、15番岩佐祐一議員から欠席届の届出がありましたので報告します。

また、報道関係の方より、傍聴規則第7条の規定により写真等の撮影の届出がありましたので

で、これを報告します。

次に、去る2月1日に、諸塚村議会から山本多喜弥議員が新たに広域連合議員に選出されました。

ここで、新たに選出されました山本議員から、自席にて一言御挨拶をお願いいたします。

○12番（山本多喜弥） 失礼します。山本多喜弥と申します。慣れてませんが、よろしく申し上げます。

○議長（黒木高広） ありがとうございます。

どうぞ今後ともよろしくお願い申し上げます。

○

開会 午後3時00分

○議長（黒木高広） ただいまから令和5年第1回日向東臼杵広域連合議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。

○

仮議席の指定

○議長（黒木高広） 議事の進行上、仮議席を指定します。

このたび諸塚村議会から日向東臼杵広域連合議会に選出された山本議員の仮議席は、ただいまの着席の議席に指定します。

○

会議録署名議員の指名

○議長（黒木高広） 会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員に、7番日高和広議員と11番中田政雄議員を指名します。

日程に入る前に報告します。

令和5年1月16日付で、甲斐光徳議員から議長宛てに辞表の提出がありました。閉会中でしたので、会議規則第140条第2項及び議会委員会条例第13条の規定により、議長において1月19日付にてこれを許可したことを報告します。

○

日程第1 会期の決定

○議長（黒木高広） 日程第1、会期の決定を議題とします。

この定例会の会期及び議事日程について、議会運営委員会の審査の経過並びに結果の報告を委員長に求めます。議会運営委員会委員長、7番日高和広議員。

○7番（日高和広）〔登壇〕 委員長報告を行います。

本日招集されました令和5年第1回定例会の会期及び議事日程につきまして、去る1月25日に議会運営委員会を開催しましたので、委員会における審査の経過及び結果について報告します。

本定例会に提出されます議案は、広域連合長提出議案として条例5件、補正予算1件、当初予算1件の計7件。また、委員会提出議案として、条例2件の総計9件となっております。

以上の議案につきまして当局から概要の説明を受け、審査しました結果、会期を本日1日間とし、議事日程は配付してあります案のとおり決定しました。

それでは、議事日程の内容について、その概要を報告します。

まず、日程第2、議席の指定であります。会議規則第4条第2項の規定により、諸塚村議会選出議員1名の議席の指定を行います。

次に、日程第3、常任委員会委員の選任及び日程第4、議会運営委員会委員の選任であります。委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名します。

次に、日程第5、広域連合長提出議案第1号から第7号審議であります。審議方法につきましては、委員会付託を省略し、1審議で採決まで行うこととしております。

次に、日程第6、委員会提出議案第1号から第2号であります。審議方法につきましては、委員会付託を省略し、1審議で採決まで行うこととしております。

なお、本定例会における一般質問については通告がありませんでした。

以上、本定例会の会期及び議事日程につきまして、その概要を申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○議長（黒木高広） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 質疑を終わります。

お諮りします。この定例会の会期は本日1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

○

日程第2 議席の指定

○議長（黒木高広） 次は、日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、12番山本多喜弥議員、以上のとおり指定します。

○

日程第3 常任委員会委員の選任

○議長（黒木高広） 次に、日程第3、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名します。

業務常任委員会委員に12番山本多喜弥議員を指名します。

○

日程第4 議会運営委員会委員の選任

○議長（黒木高広） 次に、日程第4、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名します。

議会運営委員会委員に12番山本多喜弥議員を指名します。

○

日程第5 広域連合長提出議案第1号～第7号審議（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（黒木高広） 次は、日程第5、広域連合長提出議案第1号から第7号の7件を一括して議題とします。

広域連合長に提案理由の説明を求めます。広域連合長。

○広域連合長（十屋幸平） 〔登壇〕 皆様、こんにちは。

議員各位におかれましては、令和5年第1向日向東臼杵広域連合議会に御参集いただきまして、誠に御苦労さまでございます。

それでは、早速、議案目録に従いまして御提案を申し上げます。

本定例会におきまして審議をお願いいたします議案は、条例5件、令和4年度補正予算1件、令和5年度当初予算1件の計7件であります。

まず、議案第1向日向東臼杵広域連合情報公開条例の一部を改正する条例、議案第2向日向東臼杵広域連合個人情報保護法施行条例、議案第3向日向東臼杵広域連合情報公開・個人情報

保護審査会条例、議案第4号日向東臼杵広域連合個人情報保護審議会条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に準じ、所要の改正及び新たな条例の制定を行うものであります。

なお、施行日は令和5年4月1日としております。

次に、議案第5号日向東臼杵広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、日向東臼杵広域連合個人情報保護審議会が設置されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、施行日は令和5年4月1日としております。

次に、議案第6号令和4年度日向東臼杵広域連合補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、斎場施設、最終処分場及び清掃センターに係る所要額が不足することから補正を行うものであります。

今回の補正額としましては、820万円の追加補正でありまして、補正後の予算額は6億1,820万円となるものでございます。

次に、議案第7号令和5年度日向東臼杵広域連合予算についてであります。

予算編成に当たりましては、第5向日向東臼杵広域連合広域計画に掲げる基本方針に基づき、より一層の効率的、効果的な事業の推進を目標に予算編成を行ったところであります。

令和5年度当初予算における事業につきましては、清掃センター及び斎場の運転管理業務委託をはじめ、当該施設の管理運営費並びに維持補修工事等の所要額、最終処分場施設整備事業に係る所要額、その他経常経費を計上したところであります。

この結果、予算の総額は6億3,300万円となり、令和4年度当初予算と比較しますと、額にして2,300万円、率にして3.8%の増となったところであります。

以上、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては広域連合事務局長に補足させますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（黒木高広） 次に、補足説明を求めます。広域連合事務局長。

○広域連合事務局長（吉田健二） それでは、配付しております議案書に基づきまして、連合長の補足説明をさせていただきます。

まず、補正予算書1ページを御覧ください。

議案第6号令和4年度日向東臼杵広域連合補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正額は820万円の追加補正で、補正後の予算額は6億1,820万円とするものでございます。補正に伴う財源につきましては、基金繰入金で調整しております。

次に、10ページから13ページを御覧ください。

今回の補正の主な理由でございますが、人事異動に伴う人件費の組替え及び燃料費や光熱水費の単価高騰により予算額が不足する見込みとなったことから、補正を行うものであります。

なお、斎場施設費につきましては火葬場施設整備基金から、ごみ処理施設費につきましてはごみ処理施設基金からの繰入金により財源調整を行うものであります。その他につきましては、事業内における予算の組替えであります。

次に、議案参考19ページを御覧ください。

議案第7号令和5年度日向東臼杵広域連合予算についてであります。

こちらは、令和5年度の予算概要となっております。

まず、Ⅰ予算総額ですが、令和5年度の当初予算につきましては、歳入歳出を6億3,300万円とするものでございます。前年度当初予算と比較しますと2,300万円、率にしまして3.8%の増となっております。

次に、Ⅱ歳入の内訳を御覧ください。

主な増減理由を申し上げますと、1行目、分担金につきましては、財源調整の結果、前年度比13.5%の増となっております。

2行目、負担金につきましては、ごみ処理施設交付税の減により64.2%の減となっております。

次に、Ⅲ歳出の内訳を御覧ください。

主な増減理由を申し上げますと、衛生費の1行目、斎場施設費につきましては、施設の経年劣化に伴う維持補修工事の増加や、価格高騰に伴う燃料費の増加により、前年度比12.7%の増となっております。

衛生費の2行目、最終処分場費につきましては、次期最終処分場に係る予備調査及び支援業務に伴う委託料の増加や基金積立金の増加により、前年度比58.3%の増となっております。

衛生費の3行目、ごみ処理施設費につきましては、価格高騰に伴う光熱水費の増加や長寿命化総合計画策定に伴う委託料の増加により、前年度比5.8%の増となっております。

公債費につきましては、ごみ処理施設費の借入金の償還に伴い、前年度比、元金で57.5%、利子で73.5%の減となっております。

次に、21ページを御覧ください。

構成市町村別に分担金の事業費ごとの内訳を記載しています。

次に、22ページを御覧ください。

基金現在高の状況についてであります。

本広域連合では、将来的な施設の基幹的設備改良や突発的な工事等の財源確保を図るため、4つの基金を設け、分担金の平準化も考慮し、年次的に積み立てております。

令和5年度末における基金の合計額は、4億5,892万8,870円となる見込みです。

次に、主な事業について説明いたします。

30ページを御覧ください。

斎場施設整備事業につきましては、安定した火葬炉設備の維持並びに施設の更新等に必要な

予算を計上するものであります。

次に、31ページを御覧ください。

斎場施設運営管理費につきましては、圏域唯一の火葬場として円滑なサービスの提供を行うために必要な予算を計上するものであります。

次に、32ページを御覧ください。

最終処分場施設整備事業につきましては、次期最終処分場の計画を進めるに当たり必要な予算を計上するものであります。

最後に、33ページを御覧ください。

ごみ処理施設運営管理費につきましては、清掃センターの安定したごみ焼却処理の維持並びに施設の延命化に必要な予算を計上するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（黒木高広） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいまから質疑に入りますが、質疑は通告がありませんでしたので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、ただいまの案件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論に入ります。

ただいま議題となっております案件について、一括して討論を許します。

討論交互の原則によって、まず、原案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 討論を終わります。

採決します。まず、議案第1号日向東臼杵広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号日向東臼杵広域連合個人情報保護法施行条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号日向東臼杵広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号日向東臼杵広域連合個人情報保護審議会条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号日向東臼杵広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和4年度日向東臼杵広域連合補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和5年度日向東臼杵広域連合予算について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 委員会提出議案第1号～第2号審議（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（黒木高広） 次は、日程第6、委員会提出議案第1号日向東臼杵広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例について及び委員会提出議案第2号日向東臼杵広域連合議会の個人情報の保護に関する条例についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長、7番日高和広議員。

○7番（日高和広）〔登壇〕 それでは、提案理由の説明を行います。

委員会提出議案第1号及び第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、委員会提出議案第1号日向東臼杵広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

日向東臼杵広域連合規約では、日向東臼杵広域連合議会の議員定数については、構成市町村ごとに基礎数1名、人口1万人ごとに1名を加えた数としていますが、日向市の人口が減少したことにより17人から16人に規約の変更を行ったところであります。

それに伴い、日向東臼杵広域連合議会の常任委員会の委員定数を変更する必要があることから、今回、業務常任委員会委員の定数を、9人から8人に改正を行うものであります。

次に、委員会提出議案第2号日向東臼杵広域連合議会の個人情報の保護に関する条例についてであります。

令和3年に、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、国の行政機関や地方公共団体等における個人情報保護の取扱い等に関する共通ルールが規定されました。

この法改正により、地方公共団体の執行機関は新保護法の直接適用となるものの、地方議会を対象外とされたところであります。

議会としては、今後も個人情報の取扱いについて適切な対応を図る必要があることから、新たに日向東臼杵広域連合議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

続いて、制定内容の主な部分について御説明いたします。

条例は、全6章57条建ての構成となっております。

まず、議案書2ページから4ページ、第1章総則では、条例の目的、定義、議会の責務について定めており、第1条に条例の目的を、第2条にこの条例で使用される用語を定義しております。

次の4ページから7ページ、第2章では、個人情報等の取扱いについて定められており、第4条から16条にかけて、議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限等について定めております。

次の7ページから8ページ、第3章では、第17条において議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報保護ファイルについて定めております。

次の8ページから15ページ、第4章では、第18条から第46条にかけて全4節にわたり自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続、審査会への諮問について定めております。

次の15ページから16ページ、第5章では、第47条から第52条にかけて、未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供等、苦情処理、審議会への諮問、施行状況の公表等について定めております。

最後の16ページ、第6章には、第53条から第57条にかけて罰則について定めるものであります。

施行日は、令和5年4月1日としております。

以上、御提案申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上であります。〔降壇〕

○議長（黒木高広） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいまから質疑に入ります。ただいま議題となっております委員会提出議案第1号及び第2号の2件について、一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております委員会提出議案については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略します。

討論に入ります。

ただいま議題となっております委員会提出議案2件について、一括して討論を許します。

討論交互の原則によって、まず、原案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 次に、原案に対する賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 討論を終わります。

採決します。まず、委員会提出議案第1号日向東臼杵広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、ただいまの案件は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第2号日向東臼杵広域連合議会の個人情報の保護に関する条例について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒木高広） 御異議なしと認めます。したがって、ただいまの案件は原案のとおり可決されました。

これで本定例会の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和5年第1回日向東臼杵広域連合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後3時28分

署 名 者

日向東臼杵広域連合議会議長 黒 木 高 広

日向東臼杵広域連合議会議員 日 高 和 広

日向東臼杵広域連合議会議員 中 田 政 雄